

令和2年度 さくらの里だより 3月 区報第311号

2月14日、高野神職様・小林神職様により厳かに祈年祭・祈願祭の神事が始まり、今年の五穀豊穡と地域の平穏を願うとともに、この春に小学校に入学する8名の子ども達の健やかな成長と学業成就を願うことができました。

縣神社よりお守りと図書カード・桜和会より手づくりのミニランドセルを8名のお子さんにプレゼントされました。

新入学児童の皆さん

1組 小林美心さん 金子あい花さん 桐谷桜音さん 桐谷胡音さん 向井 花さん
3組 星野正成さん 山下日紗菜さん 6組 武川恵梨菜さん の8名です。



神職と8名の新入学児童



保護者との集合写真



桜和会から

3月の区行事ご案内

- 3月 7日 (日) 17:00～ 桜洞区会計監査 (8名)
- 3月14日 (日) 14:00～ 区通常総会
- 3月20日 (土) 19:00～ 新旧総役員引継ぎ集会 (新旧役員・三役)
- 3月21日 (日) 19:00～ 縣神社引継ぎ集会
- 3月26日 (金) 19:00～ 農事改良組合総会

お願い・お知らせ

◎令和3年1月24日に、区の功労者表彰規程に基づき「令和2年度桜洞区表彰審査委員会」を開催し協議いたしました。今年度は候補者がありませんでした。

○桜洞区新旧役員引継ぎ集会 (3月20日)

3月20日 (土) 午後7時から、区新旧役員引継ぎ集会を行います。令和2年度のそれぞれの役員の方から、令和3年度の新役員の皆様へ引継ぎをしていただきます。

新役員の方には、代表者・委員長等の互選をしていただきます。大切な会ですので出席の程よろしくお願ひします。

〈出席者〉・区三役・組長・財産管理委員・環境委員・福祉委員・体育委員・社会教育部長・交通安全代議員・交通ママ・健康づくり推進委員・協力団体役員・民生児童委員

*都合で欠席される場合は、各組長、区長、副区長のどちらかへご連絡ください。

◎3組3班に渡邊昌敏さんご一家が新しく区入りされました。ご挨拶にお見えになり御酒をいただきました。区行事等に使用させていただきます。ありがとうございました。

桜洞区通常総会について（お知らせとお願い）

当日の議案概要は次のとおりです。

第1号議案 令和2年度の事業報告及び歳入歳出決算について

区の運営では、通年の計画行事は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ほとんど中止とさせていただきます。行事変更等で組長さんや各組織委員の方々には大変ご苦勞をおかけし、また、協力団体の皆様にもそれぞれの分野での計画の中止や延期等でご苦勞をおかけいたしました。7月の豪雨災害では、国・県・市関係の補助金の申請をして、ようやく大雨災害に関わる工事等が10月より本格的に数か所で始まりました。

一方、組の中で高齢世帯や独居世帯の増加などで組の役員当番が難しくなってきたという話や後継者不足で田畑の耕作、用水路の維持管理なども困難な事例も多々あります。日常の買い物や草刈り作業などの生活面とともに防災面や福祉面での課題もあります。また、猿の出没により農作物に被害を及ぼす事例も多くなってきました。このような現状と課題に対し、市との連携を図りながら活動を今後も継続し解決の糸口を考えたいと思います。

第2号議案 令和3年度事業計画及び歳入歳出予算（区費額含む）について

事業計画は、ふれあいの地域づくり活動の推進を中心にして「安心・住み良い桜洞づくり」に向けた事業を引き続き進めます。歳入歳出予算は、前年度同様の区費額を基に防災関係費を設けた歳入歳出の見込み額を計上しています。

①「防災関係」（防災無線の購入）

平成30年の豪雨災害、大型台風の倒木等の災害、令和2年の豪雨災害と桜洞にも災害によって大きな被害が出ています。桜洞防災組織の活用と各組長への指示伝達がもっとスムーズにできるように、防災無線を購入し「安心・住み良い桜洞作り」に向けて、災害に強い桜洞を目指していきます。

②防災費関係の予算計上

今年度7月の豪雨災害で集会所に7世帯26名の方が避難されてきました。今後もしょういことが起こる可能性が高いです。集会所に避難されても、避難対策の備品等がありません。「災害に強い桜洞づくり」に向けて、防災本部・防災士・各救護班等わ交えての見直し、安心・安全のためにもいくつかの備品購入計画等必要になってくると考えます。防災費関係で予算の計上を新設します。

※報告事項

- ・桜洞郷土誌「わがふるさと桜洞」発行委員会より
- ・縣神社より



第3号議案 令和3年度の役員の選任について

区の規約に則り立候補を募りましたが、期限までに立候補はありませんでしたので「区役員候補者選考委員会」から推薦の報告があります。

以上の議案を予定していますのでよろしくお願ひします。なお、総会を欠席される場合は、委任状（組長さんから配布）の提出をお願いします。桜洞区は地方自治法による認可を得た法人「地縁団体」です。老若男女を問わず区民全てが桜洞区の会員になっていますので、次の点に注意して委任状を提出していただきますようお願いしす。

- (1) 家族全員が欠席の場合：世帯会員の欄に家族全員の氏名を記入して下さい。
- (2) どなたかが出席される場合：世帯会員の欄に欠席する方の氏名をご記入ください。

また、当日は欠席するけれども表決には参加したい方は、組長さんのところに「表決権行使書」が準備してありますので必要事項を記入の上、事前に組長さんに提出して下さい。

※ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、懇親会は行いません。